

■報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

■報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

■報告第8号

【内容】

発生場所	四万十町地吉 町道地吉大畑線
概要	平成27年3月29日午後6時30分頃、自動車で町道地吉大畑線を走行中、落石を発見したため、除去作業をしていたところ、新たな落石があり、車体を損傷したもの
専決処分日	平成27年5月22日
賠償金額	金62,640円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

【落石現場】 町道地吉大畑線



全体的に細かい損傷（へこみと塗装はがれ）がある。

■報告第9号

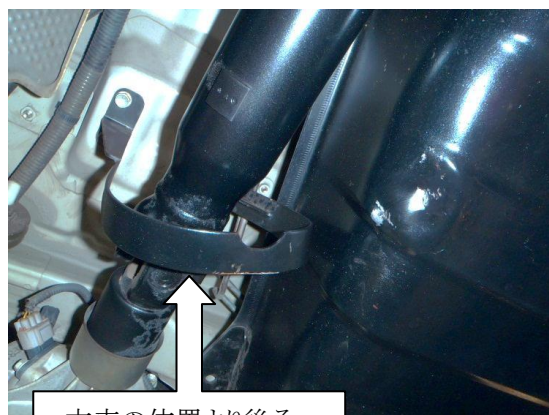
【内容】

発生場所	四万十町井崎 町道大井川西土佐線
概 要	平成27年4月4日午後4時頃、自動車で町道大井川西土佐線を走行中、落石があり、車体を損傷したもの
専決処分日	平成27年5月22日
賠償金額	金66,614円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

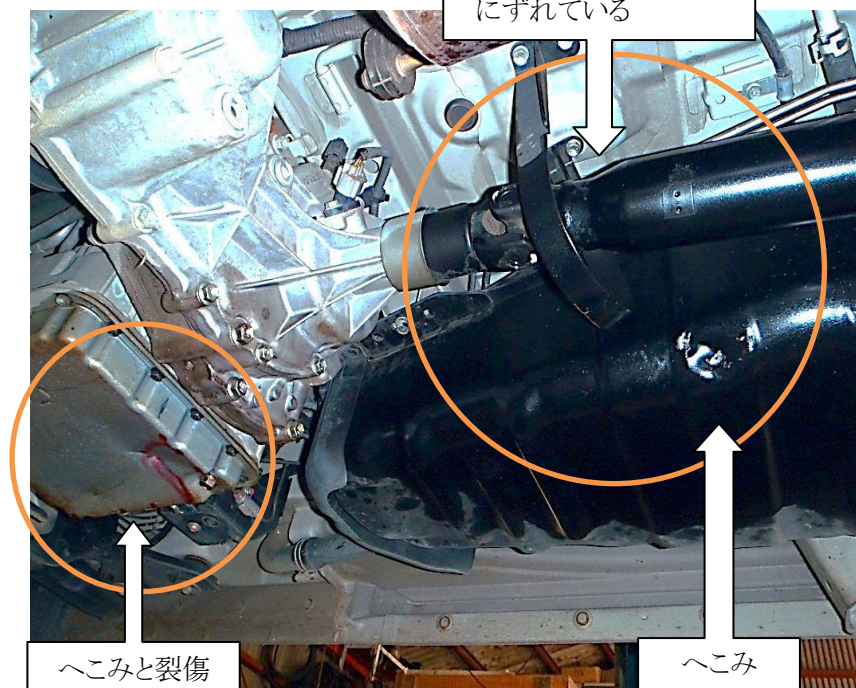
【事故現場】 落石現場周辺写真（町道大井川西土佐線）



被害車両及び被害箇所



本来の位置より後ろ
にずれている



へこみと裂傷

へこみ

